

行橋市地域自立支援協議会委員の募集

このたび、行橋市では、地域自立支援協議会委員の方（住民代表）を募集しますので、是非ご応募ください。

《概要》 地域自立支援協議会の位置づけ

地域自立支援協議会は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、公共団体や福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者などにより構成し、これらの関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされています（障害者総合支援法第89条の3）。

具体的には・・・

地域自立支援協議会の委員は、相談支援を通じた個別事例の報告や障害サービス等の評価などを踏まえて、「地域における障害者等への適切な支援に関する情報」および「支援体制に関する課題についての情報」を共有し、「障害福祉計画・障害児福祉計画」に反映するほか、これらにより社会資源の改善・開発などを促すことになります。

従って、委員は「地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う方」と言えます。

《募集人数》 1人 ※住民代表となる委員

本市では、「行橋市地域自立支援協議会設置要綱」（平成19年10月行橋市告示第95号）により、行橋市地域自立支援協議会は、委員16人以内で組織するものとしています。

区分	定員
有識者	1名以内
保健医療機関	1名以内
障がい者関係団体	3名以内
関係行政機関	5名以内
各種専門部会の代表	3名以内
民生委員児童委員協議会	1名以内
社会福祉協議会	1名以内
住民代表	1名以内

《応募資格》以下の条件をすべて満たす方

- (1) 令和7年4月1日時点で満18歳以上の方
- (2) 本市の住民基本台帳に登録があり、かつ、現に居住している方であって、障害福祉に関して関心を有する方
- (3) 平日の日中に開催される会議に参加することができる方
- (4) 本市の職員及び議会議員ではない方
- (5) 本市が設置する審議会等の委員ではない方（原則）
- (6) 行橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員ではない方

《任期》

委嘱の日から令和9年3月31日まで（2年間）

《応募方法》

「応募用紙」に必要事項を記載のうえ、次のいずれかの方法により応募してください。

◆持 参（行橋市役所障がい者支援室【西棟1階20番窓口】）

◆郵 送（〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号行橋市役所障がい者支援室宛）

◆メール（shougaisyashien@city.yukuhashi.lg.jp）

※「応募用紙」は、障がい者支援室にて配布を行うほか、市ホームページからもダウンロードが可能です。

《応募締切》

令和7年5月16日（金曜日）17時 ※当日消印有効

《選考結果》

選考結果につきましては、文書により通知いたします。

《その他》

◆会議出席の際は、市規定に基づき、報酬をお支払いいたします。

◆会議出席の際に要した交通費は、お支払いできませんので、ご了承ください。

◆開催の予定回数は、概ね5回程度です（参考実績）令和5年度：7回 令和6年度：4回